

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「児童相談所における〇〇〇〇に関する全ての記録（部分開示決定書「〇〇第〇〇〇号」以降）のうち〇〇〇〇の児童相談記録票のH〇〇. 〇〇. 〇〇～H〇〇. 〇. 〇〇の記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成25年3月19日付けで行った部分開示決定は、別表に掲げる部分を開示すべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の部分については、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成25年1月21日付けで〇〇児童相談所を担当課所とする「〇〇児童相談所における〇〇〇〇に関する全ての記録（部分開示決定書「〇〇第〇〇〇号」以降のもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成25年3月19日付けで保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成25年5月7日付けの異議申立書により実施機関に対し不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年9月6日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年12月2日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年2月20日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 通知書の別紙で「〇〇〇〇に係る全ての記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇月〇〇日）」との記載は、「〇〇〇〇に係る児童相談記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日分）」の誤りであるが、このことについては書面で訂正を行った。
- (2) 申立人が指摘している「文書の4ページは日付まで黒塗りにされている。」については、不開示部分に伴う日付となるため、黒塗りとしたことは妥当である。
- (3) 現在、申立人は児童虐待防止法（昭和8年法律第40号）第12条第1項の規定に基づく面会通信制限を受けているが、これに対して取消しを求める訴訟を、さらに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への入所措置解除の取消し、一時保護の開始及び一時保護場所の非開示の取消しを求め行政不服審査請求を行っている。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第28条第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇日に当所は〇〇〇〇施設入所承認の申立てを行った。このように申立人は県とは対立する地位にあり、申立人が開示された情報を争訟に利用したり、また争訟に利用されないにしても、その情報を知ることにより、県が争訟において不利な地位におかれ、県の地位が害されるおそれがある。

以上のことから、県の機関が行う争訟に係る事務に関する情報であって、申立人に情報を開示することにより県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、条例第17条第7号ロに定める不開示理由に該当する。

また、不開示理由については、単に条文を引用しただけではなく「開示することにより率直な記載ができなくなり児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しいおそれが認められる。」と具体的な理由を記載している。

- (4) 開示当日の対応については、本異議申立てとは関連がないため、反論しない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇児童相談所における申立人の子である〇〇〇〇（以下「児童A」という。）に係る児童相談記録（平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日分）である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分（以下「対象外部分」という。）を除き、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第7号柱書き及びロに該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し申立人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解されるので、以下、不開示部分の条例第17条第7号該当性及び対象外部分の本件対象保有個人情報該当性について検討する。

(2) 別表に掲げる部分の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報は、児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

ウ しかし、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表に掲げる部分については、審査請求の事務手続や決裁に関する情報であると認められ、これを開示しても実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。

エ さらに、条例第17条第7号ロとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を挙げている。これは、県が当事者となる争訟においては、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。そのため、交渉や争訟等の対処方針等を開示する

ことにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある情報について不開示とするものである。

オ 実施機関は、申立人が県に対して訴訟を行うなど申立人と県とは対立する地位にあり、申立人が開示された情報を争訟に利用したり、また争訟に利用されないにしても、その情報を知ることにより、県が争訟において不利な地位におかれ、県の地位が害されるおそれがあると主張するが、別表に掲げる部分は審査請求の事務手続や決裁に関する情報であって、争訟等の対処方針等に関する記述は見受けられず、県の地位を不当に害するおそれのある情報とは認められない。

カ よって、別表に掲げる部分は開示すべきである。

(3) 不開示部分のうち別表に掲げる部分以外の部分の条例第17条第7号該当性について

ア 児童相談所は、児童福祉法に基づいて、都道府県により設置され（同法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（同法第12条第2項、第11条第1項参照）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠となると認められる。

しかるに、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表に掲げる部分以外の部分を開示すると、今後、〇〇児童相談所職員が開示されることを恐れて関係機関との連絡調整や評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、自由な意見交換や連携が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、当該不開示部分を開示すると、実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表に掲げる部分以外の部分は条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当するため、開示しなかった実施機関の判断は妥当である。

(4) 対象外部分の本件対象保有個人情報該当性等について

対象外部分については申立人の個人情報が含まれる部分もあるが、これらは児童Aや第三者の個人情報が含まれていたり、開示すると当該事務又は事業の性質上事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。したがって、それらは本件開示請求の対象としたとしても条例第17条第3号又は第7号に該当し、開示すべきでない。よって、実施機関が本件において対象外部分について対象外としたことは、申立人に開示されなかったという点で、結論において妥当である。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、開示当日の対応についても争点とすべきであると主張するが、当審査会は本件処分の違法又は不当について判断するものであり、開示当日の対応の是非について判断するものではない。

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、長田 淳、土田 伸也

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 9月 6日	諮問を受ける（諮問第111号）
平成25年 9月 6日	実施機関から理由説明書を受理
平成25年12月 3日	申立人から意見書を受理
平成27年 2月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 3月24日	審議
平成27年 3月31日	答申

別表

	開示する部分
4 ページ	4 行目から 7 行目